

令和5年 梅雨前線による大雨及び台風第2号による 災害にかかる災害救助法の適用について

令和5年6月2日からの梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により、被害を受けられた皆さまに、心からのお見舞いを申し上げます。

当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、代位弁済にかかる賃料のお支払いに関して一定の払込猶予期間の特別措置をとらせていただきます。

<賃料払込猶予期間>

お申し出により、賃料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

特別措置の適用をご希望のお客さまは、テナント家賃保証 カスタマーインタラクショセンターへご連絡ください。

テナント家賃保証 カスタマーインタラクショセンター 03-6772-8704

※受付時間：10:00-18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

適用都道府県	適用地域	法適用日
埼玉県	草加市、越谷市、北葛飾郡松伏町	6月2日
静岡県	磐田市	
茨城県	取手市	
和歌山県	海南市	